○叙勲

旭日双光章を授ける
手塚　良雄

旭日単光章を授ける（各通）（以上二月十日）
鳩岡水清　明正憲
（岩手県葛巻町議会議員）
伊藤征紀　高橋昭三　松本光政
（国立大学法人職員）
小笹文典　久保島直次郎　後藤英隆
（国立大学法人職員）
小寺彰
（九州大学名誉教授）
竹尾正勝

瑞宝双光章を授ける（各通）
鶴田學　丸山雄三男
荒井公二　ノ又種

瑞宝小綬章を授ける
進藤和人

瑞宝中綬章を授ける
岡村忠　次郎　八尋大福　大吉
梨本和夫　宮城政徹　河村武彦
高梨正美　大塚敏雄

瑞宝単光章を授ける（以上二月十一日）
池沢守都　金子英治　神品康久　四戸品勝也　堀川吉郎　松井博美　上原均　杉光包治　阿部三昇
草嶋正三　田中剛　田重秀樹　竹下忠義　櫻井貞夫　村上研
渡邊宏　米田正夫　中糸昌田　松井隈三　上作鳥　村研

瑞宝双光章を授ける（各通）
中多喜夫　原田博美　糸井正夫　上作鳥　研

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上二月十二日）
奥川明　小笠原三郎　谷崎鴨目喜久雄　根七郎
和田中杉大　尾山達美史　武谷幹雄
森谷武次　東城河赤木茂夫　豊正行　光之美　武笠三郎
秋山　千秋

瑞宝単光章を授ける（二月十八日）
天野隆一郎

瑞宝双光章を授ける（二月十七日）
今井義雄

瑞宝単光章を授ける（二月十六日）
平手慶路

瑞宝小綬章を授ける
高橋博文

瑞宝単光章を授ける（以上二月十四日）
森川菊一

瑞宝双光章を授ける（各通）
川島清　安藥勝　江場征矢　嘉一進　門脇義昇

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本エアコミューター乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月20日以降、同組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場（大阪府、兵庫県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月19日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本航空乗員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月20日以降、同組合の組合員が従事する日本航空株式会社の全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月19日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本エアコミューター客室乗務員組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成26年３月20日以降、同組合の組合員が従事する日本エアコミューター株式会社の全職場（大阪府、兵庫県、島根県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、宮崎県及び鹿児島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月19日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＫＤＤＩ労働組合から、月例賃金改善等の要求に関して、平成26年３月21日午前０時以降、同組合の組合員が従事するＫＤＤＩ株式会社の全国（島根県を除く）の全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月19日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、ＫＤＤＩ労働組合から、会社業績賞与等の要求に関して、平成26年３月21日午前０時以降、同組合の組合員が従事するＫＤＤＩエンジニアリング株式会社の全職場（北海道、宮城県、栃木県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成26年３月19日

厚生労働大臣　田村　憲久

公　告

諸　事　項

工場財団

千歳市泉沢1007番地81**チトセ浜理薬品株式会社**の千歳市泉沢1007番地81チトセ浜理薬品株式会社についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年３月19日　札幌法務局恵庭出張所

愛媛県今治市南大門町二丁目２番地の４**四國瓦斯株式会社**の工場財団に愛媛県今治市共栄町五丁目２番地１四國瓦斯株式会社今治工場、愛媛県宇和島市明倫町１番18号四國瓦斯株式会社宇和島工場、愛媛県松山市味酒町一丁目３番地四國瓦斯株式会社松山工場、高知市丸池町６番１号四國瓦斯株式会社高知工場、徳島市北出来島町一丁目26番地２四國瓦斯株式会社徳島工場、香川県丸亀市昭和町105番地四國瓦斯株式会社丸亀工場、香川県高松市松福町一丁目３番８号四國瓦斯株式会社高松工場、香川県坂出市江尻町1580番地四國瓦斯株式会社坂出工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成26年３月19日　　高松法務局